

## 温泉配湯施設保守管理業務仕様書

(適用範囲)

第1条 本業務は業務委託契約書、関係法令及びこの仕様書に基づき実施するものとする。

(目的)

第2条 この業務委託は、施設を良好に維持することを目的とする。

(委託施設)

第3条 委託施設は、東伯郡三朝町内に設置している温泉配湯施設とする。総数は温泉配湯施設一覧のとおりである。

(業務概要)

第4条 温泉配湯の機能・性能を正常に維持するため、施設の定期点検を行うと共に、自動通報装置による通報又は三朝町からの要請があった場合、直ちに現場に出動し、適切な処置を行うものである。

(保守管理基本条件)

第5条 保守管理基本条件は次のとおりである。

- (1) 管理業務結果は本町が指定する様式(別表)に従い報告するものとする。
- (2) 業務時期については監督員との協議により行うものとする。
- (3) 受託者は、管理業務の他に、通報装置からの異常通報を認めた場合、または委託者から指示があった場合には、当該箇所の緊急点検を行わなければならない。
- (4) 上記の緊急出動をした場合は、本町が指定する様式(別表)に従い実績を報告するものとする。
- (5) 上記の緊急出動した場合の請求については、その都度別途請求することとする。

(業務実施計画書の提出)

第6条 受託者は、業務委託契約締結の日から14日以内業務実施計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(提出書類及び諸手続き)

第7条 受託者は、業務委託契約締結後、次の書類を監督員に提出し、承諾を受けたのち業務着手すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者選任通知書
- (3) 業務実施計画表(工程表)

(現場代理人)

第8条 受託者は、現場代理人を選任し次の任務にあたらせること。

- (1) 受託者の現場代理人として業務を統括し、作業の安全確保、労務管理等を行い、業務の進捗を図る。
- (2) 受託現場に関連する一切の事項を処理しなければならない。

(法令等の遵守)

第9条 業務実施にあたり温泉法及び関連する各種法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

(業務報告)

第10条

- (1) 受託者は、管理業務が終了したときは、速やかに本町が指定する様式により管理業

務結果を報告すること。

(2) 管理業務の結果、緊急修理等が必要と認めた場合、直ちに監督員に報告するとともに応急措置を施し、運転に支障のないようにすること。

(3) 緊急出動の結果、施設の異常及び漏湯等の異常を認めた場合は、適切な応急措置を施すとともに結果を報告し、監督員の指示を受けること。

(作業員の届出及び異動)

第 11 条 受託者は、業務受託契約締結後 14 日以内に業務に従事する従業員の名簿、資格取得を証明するものの写し及び組織表を届けなければならない。異動があったときも同様とする。

(現場体制)

第 12 条

(1) 受託者は、労働安全衛生等を遵守し、業務にあたらなければならない。

(2) 業務遂行にあたり技術者の業務に必要な知識・技術の向上に努めなければならない。

(緊急時の体制)

第 13 条 受託者は、雷、台風、豪雨等の天災に対して気象情報などに十分な注意を払い、施設に重大な支障が生じると予想される場合、従業員の非常招集ができる体制を確立しておくこと。

(地元住民との調整)

第 14 条

(1) 受託者は、業務遂行にあたり地元住民との協議を必要とするとき、または要望・交渉があった場合は遅滞なく監督員に報告すること。

(2) 作業にあたり地元住民に迷惑がかからないよう極力騒音、振動等の防止に努めるとともに、業務場所を常に清掃すること。

(損害賠償及び補償)

第 15 条

(1) 受託者は、作業にあたり注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び補償の全責任を負うものとする。

(2) 温泉工作物等に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示に従うとともに速やかに原形に復旧しなければならない。

(安全管理)

第 16 条

(1) 受託者は、業務遂行にあたり労働安全衛生法等諸法規を遵守し、細心の注意を払い作業を行うこと。

(2) 監督員が事故防止上、危険と判断した場合及び監督員の指示に従わず作業を行おうとした等の場合は作業を中止させることができる。

(3) 作業にあたり十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止と作業員の安全に努めること。

(4) 作業にあたり道路等の使用面積が最小限となるようにし、一般車両等の通行に支障がないよう努めること。また、保安施設を施し、事故の防止に万全を期すこと。

(創意工夫)

第 17 条 受託者は、常に創意を心がけ、業務の効率化を図らなければならない。なお、施設の改造に及ぶ場合には、委託者と協議したうえで実施しなければならない。

(一般事項)

第 18 条

(1) 受託者は、作業にあたり断水を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。

(2) その他、特に定めのない事項又は仕様書及び設計書に疑義が生じた時は、監督員の指示又は協議によるものとする。

(その他)

第 19 条 受託者は、従業員に安全かつ清潔な服装をさせ、態度等についても部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

※備考

当初契約時は前年度の単価及び諸経費率を用いて積算しているため、契約年度中に当年度の単価及び諸経費率に基づいて再積算の上、変更契約するものとする。